

日本橋学館大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、日本橋学館大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。

【条件】

- ①平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日の期間で「基準 5」について再評価を申請すること。
- ②理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 26(2014)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

学園の建学の精神である「質実穩健」は、明治 38(1905)年に行われた日本橋女学校開校式の訓示以来受継がれ、その定義に基づき基本理念を定め、大学案内、ホームページなどを通じ内外に適切に示されている。

教育研究の基本的な組織は適切に構成されている。人間形成のための教養教育は、学部共通科目を設置するとともに、他学科の専門科目を学ぶというシステムが採られており、学部全体で教養教育に対応している。教育方針などを形成する組織と意思決定過程は、「学科長会議」で基本方針を確認のうえ、教授会、学科会議などで審議・決定されており機能している。

教育課程については、学科ごとにコースを設定して専門分野を学ぶための指針としており、教育目的に応じた科目の開講や教育方法に工夫がみられる。特に、ゼミナールは、4年間、通年で行われ卒業研究につなげている。

アドミッションポリシーは明確で、各学科が求める人材像が示されている。学生への学習支援、学生の意見は、サポートアワー、ゼミナール、授業に関するアンケート、提案箱、「学長と語る会」によって行われているが、退学者の減少及び卒業率向上については諸対策の検討を期待したい。

職員については、必要な職員が配置され事務局機能は基本的に整備されている。外部研修へ積極的に参加することによって、少数精鋭の事務局体制を構築し、学内においては独自の方策として授業見学を実施している。教育研究支援のための事務のサポート体制として、担当事務局の事務職員が各種委員会などに参加し、円滑に行われている。

管理運営については、理事会、評議員会についての業務分担や権限などについては「学校法人日本橋女学館寄附行為」で明記されている。管理運営は概ね機能しているが、年度にまたがる借入金の手続きがなされていないので改善が必要である。理事会に学長以外に学内理事として教授が選任されており、管理部門と教学部門の連携が図られている。

学園財政については、入学定員の未充足状況により帰属収入の減少が続いているが、資産の売却により法人全体として借入金もほとんどなく、繰越消費収支差額は収入超過を維持している。

教育研究環境については、設置基準上必要とされる面積は、校地・校舎とも満たしており、敷地に必要な教育施設が配置されている。静寂な雰囲気のある図書館は美術関係など特徴ある蔵書を持っており、座席数も適切に設けられ、スペースを活用した一人用デスクの配置など工夫されている。

社会連携については、柏市、教育委員会、商工会議所の後援による公開講座の開講、講演会を行うなど、大学の持つ人的資源を社会に提供する努力がなされている。また、図書館への市民ボランティアの参加や、「日本橋学研究所」の諸活動を通して、地域社会との協力関係が築かれている。

社会的機関として必要な組織倫理について、諸規程が制定されている。教育研究活動についての広報活動は、ホームページを活用して各教員の情報発信がなされており、大学紀要も年1回発刊され学内外に公表している。

しかしながら、教員については、設置基準の定める必要専任教員数が、平成22(2010)年度において不足しており、適切であると評価することはできない。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「質実穩健」は、明治38(1905)年に行われた日本橋女学校開校式の訓示以来継承されてきた。大学では『質実』とは、人の暮らしや行動に派手さがなく、内容が堅実であること。すなわち『質実』な生活を支えるための実学の伝承及び社会人としての基礎力の育成を目指している。『穩』は、心の有り様が『穩』やか、安らかなこと。『穩』やかな精神を育む、バランスのとれた幅広い教養と感性の教育を目指している。『健』は、身体が丈夫なこと。『健』やかな肉体、及び活力ある個性を育てることを目指している」と定義している。この定義に基づき基本理念を「実学と教養を2本柱とする人間教育」とし、使命・目的を「社会に貢献できる高い人間力を有した人材を育成すること」と定めている。

建学の精神、基本理念、大学の使命・目的は大学案内など、各種広報用印刷物やホームページで広く一般に公表している。高校関係者や受験生には、高校訪問やオープンキャンパスなどの機会に説明し、保護者に対しては、入学式・卒業式などにおける学長式辞や各種説明会の挨拶などを通じて説明するなど周知が図られている。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学は2学部、6学科（人文経営学部の人間関係学科、国際経営学科、文化芸術学科は平成21(2009)年度から学生募集停止）から構成されている。教育研究の基本的な組織は適切に構成されている。平成12(2000)年に開学後、2度の改組が行われ、現在、人文経営学部が学生が在籍しており、人文経営学部とリベラルアーツ学部とが同時並行の状況にあるが、両学部ともに「実学と教養を2本柱とする人間教育」という基本理念を達成するための学部構成になっている。その教育研究組織は適切な規模と構成となっている。

人間形成のための教養教育に関しては、学部の共通科目を設置するとともに、他学科の専門科目を履修できる「クロスオーバー履修制度」により幅広い教養を学ぶというシステムが採られており、学部全体で教養教育に対応していると認められる。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程は整備されており、十分に機能している。具体的には、学長主導のもと、3学科長と主要な委員会の委員長からなる「学科長会議」で基本方針を確認の上、教授会、学科会議などで審議・決定するという効率的な意思決定の体制が確立されている。新旧二つの学部（カリキュラム）が並存している現状においても、新カリキュラムに関する学科会議と旧カリキュラムに関する専攻会議を分けて、それぞれの問題点を協議しており、学習者の要求に適切に対処していると認められる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び基本理念に基づき、各学科の使命・目的が明確に設定され、教育課程が適切に編成されている。コース制度が設けられ、学科ごとにコースを設定して専門分野を学ぶための指針としており、教育目的に応じた科目の提供や教育方法に工夫が見られる。また、「クロスオーバー履修制度」を設け、他学科の専門科目を幅広く履修できるように工夫している。

教育科目は基礎から応用へと具体的かつ体系的に配置され、専門科目は段階を設けた上で1年次から設置され、教育効果の向上が図られている。また、少人数教育により、入学者の学力に対応した「基礎カリテラシー」や習熟度別クラス編成による「英語AI・II」など、きめ細かな指導がなされている。特に、ゼミナールは、4年間、通年で行われ、卒業研究につなげている。

教育目的の達成状況との関連では、まだ始まったばかりではあるものの、「長期欠席者調査」「授業に関するアンケート」が行われ、ゼミナールを通しての指導・相談も行われている。

【優れた点】

- ・リベラルアーツ学部において、少人数制によるゼミナール形式の必修科目を1年次から4年次まで必修で開講し、学生の教育・履修・生活・進路の相談・指導に当たっている

点は高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・学科ごとの人材の養成に関する教育上の目的が学則に定められていないという点については改善が必要である。

【参考意見】

- ・1～3年次生における年間履修登録単位数の上限が高く設定されており、4年次生についても適切に上限を設定するよう早急な対応が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

入試に関しては入試委員会を設けて対応し、建学の精神である「質実穩健」に基づき、「心技体」のバランスのとれた人物を養成するべく受入れ方針を策定している。アドミッションポリシーは明確で、各学科が求める人材像も明らかにされている。それらは、学生募集要項、ホームページに掲載され、オープンキャンパスや学外進学相談会でも周知されている。

入学者選抜に際しては、多様な入学選抜試験制度を行い、幅広く学生を募集している。しかし、入学学生数が入学定員を大幅に下回っている学科があるなど、入学者の定員確保については課題がある。入学定員の削減、オープンキャンパス開催回数の増加、ブランドマネジメントの議論などの努力がなされ、「平成 22 年度募集活動計画」において定員充足対策が示されているが、今後ともより具体的かつ効果的な対策が求められる。

学生への学習支援については、特に退学・留年防止策として、入学前・初年次教育、ゼミナール、サポートアワー、保護者説明会、個別相談会などが行われている。また、キャリアセンター、学生相談室、留学生相談室を設置している。更に、ゼミナール、授業に関するアンケート、提案箱、「学長と語る会」によって学生の意見をくみ上げている。

経済支援に関しては、成績優秀者への特待生制度、遠隔地出身学生への住宅費補助があり、私費外国人留学生には奨学金や奨励金や住宅費補助金が支給されている。

就職支援に関しては、個別面談、「個人登録カード」「適職発見プログラム」を用いて指導し、学生用、保護者用、留学生用の冊子を配布している。また、1年次から4年次までゼミナール及びキャリア科目が開講され、就職支援講座も設けている。

【優れた点】

- ・学生サービスに対する学生の意見をくみ上げるために、提案箱を設けて速やかに回答を学内に掲示している点は高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしていない。

【判定理由】

教員の採用・昇任の方針は「日本橋学館大学教員選考規程」や「日本橋学館大学教員人事に関わる内規」に明記され、選考方法、選考基準ともに適切に運用されている。公募制による教員採用や、任期を定めて採用する教員に関する規程及びその運用も、適切に機能している。

教員の教育担当時間（コマ数）は全体として適切である。また、個人研究費や学会出張費なども適切に配分されており、教員の教育研究活動を支援する体制も整備されている。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みとしては、教育研究活動の向上のための授業評価、科学研究費補助金の獲得に向けての取組み及び「大学生の就業力育成支援事業」の GP 獲得のための申請など努力されている。

しかし、教育課程を遂行するために必要な専任教員数が、平成 22(2010)年度において、設置基準で定める必要教員数を下回っている。設置基準は必要最低限の基準であることから、早急に必要な教員数を確保する必要がある。

【改善を要する点】

- ・設置基準で定められた必要専任教員数が 3 人不足しているため早急な改善が必要である。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため必要な職員が配置され事務局組織は基本的に整備されている。事務局長を学長が兼務している点は検討が望まれるが、大学の運営に関しては、事務局次長を中心に適切に運営されている。

事務局業務の高度化へ対応すべく少数の職員による体制であっても効率よく事務局運営を構築するため、事務職員の専門性の強化を含めた SD(Staff Development)活動の充実が学生数確保の課題解決においても大きく影響するとの認識から、外部研修へ積極的に参加している。学内においては「授業見学」を実施し、「授業見学報告書」として教員へフィードバックしているなどの独自の方策を実行している。

職員の年齢構成、正職員と嘱託・パート職員は適切に配置されている。教育研究支援のための事務のサポート体制として、担当事務局の事務職員が各種委員会などに参加し、円滑に行えるようにしている。また、窓口業務の利便性を図るため事務局窓口の一元化（ワンストップ・サービス）や留学生サポートのための中国人職員も採用し、学生サービスの強化にも努力している。

【優れた点】

- ・SD活動の一環として、職員に1科目以上の授業見学と「授業見学報告書」の作成を義務付けていることは、教員と職員の相互理解と一体となった教育内容の改善につながる方策として高く評価できる。

【参考意見】

- ・事務局長を学長が兼務しているが、事務局長はその職務に専念できる者であることが望ましい。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営体制については、「日本橋学館大学学則」「日本橋学館大学教授会規程」「日本橋学館大学組織及び運営に関する規程」「日本橋学館大学学長選考規程」に定められ、基本となる組織や規程も整備されている。理事会、評議員会についての業務分担や権限などについては「学校法人日本橋女学館寄附行為」に明記されており、法人の管理運営体制は適切で、機能している。また、理事や監事の役員や評議員の選考手続きについても「学校法人日本橋女学館寄附行為」に従い適切に選任されている。

理事会に学長以外の教授が学内理事として選任されて出席しており、管理部門と教学部門の連携が図られている。

学則第 2 条に、教育研究活動をはじめとする状況について点検・評価を行う旨を定め、恒常的な実施体制として「自己点検・評価委員会」を設置し、平成 16(2004)年 3 月に自己点検・評価報告書を発刊した。また、平成 22(2010)年 9 月には「日本橋学館大学 平成 21(2009)年度 年次報告書」も発行され、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられている。

【改善を要する点】

- ・平成 21(2009)年度に年度をまたがる借入金について、理事会の決議並びに評議員会の意見を聞いていないので、適正な運営を行うよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・慢性的な赤字財政の改善のために、経営母体としての理事会機能の強化が望まれる。
- ・自己点検・評価についてはホームページには公開されていないので、対応が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人日本橋女学館」は併設する中学校・高等学校を含め、大学も入学定員の未充足の状況になっている。大学においては中途退学者の増加も加わり、学生生徒等納付金収入が減少し、このため帰属収入の減少が続いている。これまでは資産の売却により法人全体としての繰越消費収支差額は、平成 21(2009)年度で収入超過を維持し、借入金もほとんどない状況である。今後、学生生徒等納付金収入の向上策のため、学生募集力強化を含め有効な取り組みが必要である。また、平成 23(2011)年度以降入学定員を減ずることを計画し、平成 27(2015)年度までの中期計画書を作成しているが、計画通り達成することを期待したい。会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人日本橋女学館経理規程」に従って適正に会計処理が行われ、監事の監査及び監査法人による会計監査についても適切に行われている。

財務情報の公開は、ホームページに事業報告書、財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表などが掲載されている。

外部資金の導入は「学校法人日本橋女学館資産運用管理規程」に基づき資産運用を実施しているほか、科学研究費補助金などの獲得についても努力している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

設置基準上必要とされる面積は、校地・校舎ともに満たしており、敷地の中に必要な教育施設は適切に配置されている。バリアフリーは図書館のみとなっているが財政状況を考慮しながら、今後の改修が検討されている。図書館は静寂な雰囲気であり、美術関係など特徴を持った蔵書となっている。座席数も適切に設けられ、スペースを活用した一人用デスクの配置など工夫されている。TULC（東葛地区大学図書館コンソーシアム）に加盟するなどにより広範囲に図書検索が出来るシステムを学生に提供している。

建物の耐震性については全て基準を満たしており、安全性が確保されている。消防設備、電気設備、エレベータ設備などの保守については、専門業者に委託して定期的に点検・整備が行われている。消火・避難訓練及び緊急対応訓練は、地元消防署の指導のもと、毎年実施している。

快適なアメニティ空間づくりには限られた学内施設の有効活用など十分な配慮がなされており、平成 23(2011)年 4 月の学内全面禁煙化へ向けて、分煙化への対応も順次なされている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学施設の開放については、教室、体育館の貸出し、図書館の開放を行っている。特に、図書館の利用に関しては、図書館祭の開催や TULC（東葛地区大学図書館コンソーシアム）による提携大学の図書館利用を通して利用者の便宜を図っている。図書館 2 階の「こもればいホール」では、月に約 1 回の「ほぼ月らいぶ」が開催され、地域における文化活動を支援している。

また、公開講座を柏市、教育委員会、商工会議所の後援で開講したり講演会を行ったりしている。更に、地元の健康施策に寄与している。

一般市民には科目履修の制度を提供し、高等学校には出張授業を行い、また地域の各種委員会には委員や講師として参画するなど、地域に積極的に貢献する姿勢が見られる。企業との交流関係は就職を通しての協力関係に限られているが、教育研究上における他大学との交流関係としては、現在のところ単位互換、「大学コンソーシアム柏」を通してのリレー講座提供、図書館の共同利用がある。

なお、地域からは、公開講座に対する後援や、図書館の市民ボランティアの参加があり、また、「日本橋学研究所」の諸活動を通して、東京の日本橋地域との相互の交流が行われており、地域社会との一定の協力関係が築かれている。

【優れた点】

- ・市民から図書館ボランティアを募集して図書館運営に協力してもらっていることは、図書館の単なる一般開放を越えた、市民参画としての地域連携の試みとして高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については、「日本橋学館大学ハラスメント防止等に関する規程」「日本橋学館大学個人情報保護に関する規程」などが適切に定められている。今後、その具体的行動基準について教職員及び学生に対して周知徹底する方策についての、更なる検討が期待される。

学内外に対する危機管理の体制については、防災訓練の実施、緊急連絡網の整備、看護師の常駐など、必要な範囲で整備されていると認められる。

大学の教育研究成果を学内外に広報する体制については、ホームページを活用しての情報発信がなされており、各学科の教員紹介欄には、過去 5 年間の教育研究業績が掲載されている。「日本橋学館大学紀要」も年 1 回発行され、「日本橋学研究」も創刊されている。

日本橋学館大学

更に、図書館、生涯学習センターを通じての社会貢献や、「地域健康づくり運動教室」などの活動も実施されている。

